

令和元年 10 月 21 日

令和 2 年度
キャリア・アドバンスメント・プロジェクト (CAP) 研究員公募要領

1. 目的

広島大学に在籍する研究者の配偶者で、配偶者との同居を希望し、かつ研究の継続・再開を希望する優れた研究者を、短時間勤務のキャリア・アドバンスメント・プロジェクト研究員（以下、CAP 研究員という。）として雇用し、教育研究機関や産業界等社会の多様な場で活躍する研究人材として育成することで、配偶者の就職により自身のキャリアを断念した研究者のキャリア継続・再開を促進することを目的とする。

2. 募集人員

若干名

3. 雇用期間

令和 2 年（2020 年）4 月 1 日 ～ 令和 3 年（2021 年）3 月 31 日（更新予定なし）

4. 所属及び業務内容

受入教員が配属されている部局等に所属し、年間研究計画書（9. 応募書類（様式 4））に記載した研究を行う。

5. 応募資格は、次の（1）～（5）までの要件をすべて満たす者。

- （1）配偶者が広島大学に在籍する研究者で、研究継続又は再開を希望する研究者。
- （2）博士の学位を有する者（応募時点で学位取得見込みの者を含む）。
- （3）本学採用時に常勤職に就いていない者。
- （4）本学に受入教員がいる者。
- （5）過去に本研究員（フルタイム及びパートタイム）として雇用されたことがない者。

6. 勤務時間

1 週 10 時間以内 ※勤務曜日・時間については応相談

7. 給与等

広島大学教育研究系契約職員の任免・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則による

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/~houki/reiki/act/frame/frame110000179.htm>

給与：上記規則第 145 条のパートタイム勤務時間給とする。

社会保険等：労災保険

給与支払日：翌月 17 日（給与締切日は末日）

8. 選考の方法

- （1）第一次審査（応募申請書による選考）
- （2）第二次審査（面接による選考）

9. 応募書類

（1）履歴書（様式 1）

- ・過去に広島大学で雇用（TA, RA, 研究員等を含む）された経歴があれば、漏らさず記載すること。
 - ・外国籍の者は在留カードの写し（両面かつ記載情報が鮮明に読めるもの）を添付すること。
- ※採用が決まった場合、資格外活動許可を有していない者は、申請の手続を行うこと。

- (2) 研究業績一覧 (様式2)
- (3) CAP 研究員申請書 (様式3)
 - ・自身が描くキャリアパス
 - ・現在までの研究状況
 - ・論文作成計画
 - ・学会活動や留学などの特色ある学外活動
- (4) 年間研究計画書 (様式4)
- (5) 推薦書 (様式5)
- (6) 承諾書 (様式6)

10. 応募方法及び応募期限

応募方法：封筒の表に「キャリア・アドバンスメント・プロジェクト (CAP) 研究員 (パートタイム) 応募書類在中」と朱書きし、書留郵便で送付すること。

応募期限：令和元年 (2019年) 11月29日 (金) 17時 (必着)

11. 選考結果の通知

令和2年 (2020年) 2月中旬に、採用者宛にメールにて通知する。

12. CAP 研究員の義務等

- (1) 年間研究計画書に記載した計画に基づき研究を行うこと。
- (2) 研究成果の発表を行う場合には、CAP 研究員で行った研究成果であることを表示すること。
- (3) 外部資金の獲得に積極的に努めること。
- (4) 広島大学グローバルキャリアデザインセンター主催の実践プログラムを積極的に受講すること。
- (5) 研究の進捗を記載した月間研究報告書及び研究期間終了後に雇用期間中の取組実績等を記載した終了報告書を提出すること。

13. 募集者名

国立大学法人広島大学

14. 応募書類提出先及び問い合わせ先

〒739-8511 東広島市鏡山一丁目3番2号

広島大学財務・総務室人事部人事グループ (男女共同参画推進室)

TEL : 082-424-4399, 5289 (内線 : 東広島 4399, 5289)

15. その他

- (1) 試用期間：あり (6月間) (広島大学契約職員就業規則)
- (2) 応募書類により取得する個人情報は、採用者の選考及び採用後の人事・給与・福利厚生関係に必要な手続並びに統計調査を行う目的で利用するものであり、この目的以外で利用又は提供することはありません。
- (3) 応募書類は返却しません。採用に至らなかった方の応募書類は、当該採用選考業務終了後、本学において適切な方法にて廃棄します。
- (4) 面接来校に伴い発生する費用については、自己負担となります。